b)　ITU-R勧告 F.2011には、5850-7075 MHzの周波数帯における固定業務の中のHAPS下り中継線から従来型固定無線システムへの干渉を評価する手法が含まれていること。

c)　ITU-RレポートF.2240には、5850-7075MHzの周波数帯における固定業務の中のHAPS中継線と他のシステム／業務との間の干渉評価結果が含まれていること。

d)　世界情報社会サミットは、十分なサービスを受けていない地域や地区に特に焦点をあてつつ、世界的規模で通信基盤の整備及びネットワークの発展のため、新技術の開発や適用を進めることを奨励していること。

以下を決議し、

1　6440-6520MHzの周波数帯及び6560-6640MHzの周波数帯におけるHAPSプラットフォームとHAPS中継局のアンテナパターンを以下のアンテナビームパターンに適合させること。

ここで、

$G(\phi)=G_m-3(\phi/\phi_b)^2$　dBi　$0^\circ \le \phi \le \phi_1$の場合

$G(\phi)=G_m+L_N$　dBi　$\phi_1 < \phi \le \phi_2$の場合

$G(\phi)=X-60\log(\phi)$　dBi　$\phi_2 < \phi \le \phi_3$の場合

$G(\phi)=L_F$　dBi　$\phi_3 < \phi \le 90^\circ$ の場合

ただし、

$G(\phi)$：主ビーム方向から角度ϕの方向における利得(dBi)

G_m：メインローブでの最大利得(dBi)

ϕ_b：当該平面における3dBビーム幅の半値角(G_mの3dB下)(度)

L_N：システム設計上必要となるピーク利得に対するニアサイドローブ値(dB)で、最大-25dB

L_F：ファーサイドローブ値、G_m-73dBi

$\phi_1=\phi_b\sqrt{-L_N/3}$　度

$\phi_2=3.745\phi_b$　度

$X=G_m+L_N+60\log(\phi_2)$　dBi

$\phi_3=10^{(X-L_F)/60}$　度

$\phi_b=\sqrt{7442/(10^{0.1G_m})}$　度

2　中継線のHAPS搭載アンテナの鉛直下方からの最大偏向角度は、HAPSの都市部の有効範囲に対応して60度を限度とすること。また、単一のプラットフォームで運用される中継局の数は５を超えないこと。

3　地上HAPS中継局の最小アンテナ仰角は30度とすること。

4　固定衛星業務（地球から宇宙）の保護のため、HAPSアップリンクの総合pfdは、静止軌道弧のいかなる点においても4kHz当たり-183.9 dBW/m^2に制限されること。この総合pfdに関する基準を満たすために、静止軌道弧方向に対する単一のHAPS中継線の最大e.i.r.p.値は、静止軌道弧の±5度の範囲内のいかなる方向においても-59.9dBW/4kHzを超えてはならないこと。

5　6440-6520MHzの周波数帯の他の主管庁の固定無線システムを保護するため、HAPSのダウンリンクのe.i.r.p.は鉛直下方から60度までの全ての軸外角度において最大-0.5dBW/10MHzに制限されること。

6　海洋上のEESS受動運用を保護するため、海岸線からの最低距離として、単一HAPS中継局については100km、数個のHAPS中継局については150kmを保持すること。

7　無線通信局への周波数割当ての通告の中でHAPS中継線の導入を計画している主管庁は、無線通信局による上記決議事項１から６までへの適合性の審査のため、全ての必須パラメータを提出すること、また、第5.457号の規定に基づき取得した明示的な同意書を提出すること。

以下を要請し、

主管庁は第11条及び付録第４号の規定に基づいた周波数割当ての通告及び審査に必要なHAPS中継局に関するデータ項目を決定するために無線通信局長と協議すること。

以下を無線通信局長に指示する。

本決議を具体化すること。

追　　決議第151（WRC-12）　第一地域の10-17GHzの周波数帯における固定衛星業務への一次的基礎での追加分配

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　10-15GHzの周波数帯の固定衛星業務（FSS）用の既存の未計画の帯域は幅広いアプリケーションにより使用されており、これらアプリケーションにより、この周波数帯への需要が急速に高まったこと。

b)　第三地域では10-15GHzにおいて未計画のFSSに分配された地球から宇宙及び宇宙から地球方向のスペクトルは、それぞれ750MHz及び1.05GHzであること。

c)　第二地域では10-15GHzにおいて未計画のFSSに分配された地球から宇宙方向及び宇宙から地球方向のスペクトルは、それぞれ750MHz及び1.0GHzであること。

d)　第二地域で250MHz、第三地域で300MHzの固定衛星業務（地球から宇宙）への一次的な基礎での追加分配を行う可能性を検討するための決議第152（WRC-12）をWRC-12が採択したこと。

e)　第一地域では10-15GHzにおいて未計画のFSSに分配された地球から宇宙方向及び宇宙から地球方向のスペクトルは、それぞれ750MHzであること。

f)　第二地域及び第三地域と第一地域の間に既に存在する帯域差は考慮事項d)が実施された後には更に拡大し、これらの地域の間の不均衡を生じさせること、また、それにより、異なる地域の衛星事業者が、考慮事項a)で言及された増大するスペクトルへの需要に対処するために、限られた周波数資源を十分かつ効率的に利用できなくなること。

g)　考慮事項a)で言及した急速に増大するスペクトル要求に対処できるよう、また、憲章第44条の原則に従った効率的、経済的な方法で限られたスペクトル資源が利用できるよう、考慮事項b)から考慮事項e)で言及した第一地域、第二地域及び第三地域のスペクトルの不足を解決する必要があること。